

川崎市上下水道局規程第21号

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年川崎市上下水道局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の111」に、「100分の121」を「100分の118.5」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の103.5」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

第21条第4項中「第11号まで」を「第10号まで及び第12号」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。